

歯科点数等 Q & A

(在宅医療)

Q 1 有料老人ホームの利用者 1 名に歯科医師が訪問診療を行い、同日に別の利用者 1 名に介護保険の歯科衛生士が行う居宅療養管理指導のみを行った場合、歯科訪問診療料は、歯科訪問診療 1 (1 人のみ) の算定となるか。

A 1 歯科訪問診療料 1 の算定になります。

※歯科点数表の解釈 (2025 年 6 月版、社会保険研究所) (以下、青本) p205

Q 2 歯科訪問診療を行っている患者さんで、レントゲン撮影を目的に外来を受診した場合、歯科診療移行加算 (訪移行) を算定できるか。

A 1 レントゲン撮影などを目的に歯科訪問診療と一連の診療において外来受診した場合、訪移行は算定できません。

※青本 p216 事務連絡 2018. 3. 30 「歯科」問 17